

新県立中央図書館整備事業に係る調査報告書（概要）

（教育委員会）

《第1章 概要》

1 事業の概要

2 社会資本整備総合交付金について

概要、一般的な申請の流れ(年間スケジュール)、交付金の申請に至った経緯

《第2章 発生原因についての調査》

1 調査の目的

原因を究明して責任の所在を明らかにし、再発防止策を講じるため、当時の決裁過程、外部調整等の経過について検証した。

2 調査方法、実施体制

教育委員会内に「調査検討チーム」を設置し、調査を実施した。調査に当たっては、外部有識者の意見を伺った。

3 調査によって明らかになった事実等の概要

申入れにおいて不適正な事務処理として指摘のあった以下の3つの観点で分類し、事実等を整理した。併せて、問題や原因、責任につながりうる内容について「コメント」に記載した。

- ①当初の概算要望から過大な交付金を見込んでいたこと及び交付金の交付見込みについて国への確認をしておかなかったこと(令和2年度から令和6年度)
- ②交付金の見込みが不明確な状況で令和6年度に建築工事の入札を実施したこと(令和6年度)
- ③財源不足を把握していたにもかかわらず令和7年度当初予算を含む債務負担行為の議案を提出したこと(令和6年度)

《第3章 原因分析》

○原因は4点

- (1)事業を進めるに当たっての確認不足、経験不足
- (2)他部局や関係機関との連携不足、交付金獲得のための積極的な活動不足
- (3)集団心理と心理的視野狭窄
- (4)公務に携わる者としての根源的な意識の欠如

【心理学専門家（香野 毅 静岡大学教育学部教授）の意見】

- ・「自己確証」により、事業を前に進めるという情報には反応し、予算や丁寧な確認の必要性などの情報には反応できなかったという心理状態が集団として起きた事案。特定の個人の責任ではなく、組織体制のエラーと考える。

《第4章 責任の所在》

【役割ごとの責任】

教育委員会幹部	確実な財源確保のため確認や丁寧な事務執行ができなかった組織体制に対する責任がある
新図書館整備課職員	丁寧な事実確認、客観的な情報に基づく判断や報告を行う必要があったが、個人について特定の責任を問うことはできない

【林 範夫弁護士・葦名ゆき弁護士の意見（概要）】

- ・令和6年9月議会に提出した債務負担行為に係る事業が執行できなくなったことに関しては、当時、教育委員会の組織として、財源の確保について十分な確認を行い、丁寧に事務を進める組織体制ができていなかった。
- ・職員に故意・過失はなく、個人の責任として懲戒処分を行う事案ではない。個人賠償には当たらない。

【管理監督責任者に対する指導措置】

- ・組織体制に対する責任を明確にし、今後二度とこのような事態が起こらないよう再発防止に向けて厳重に注意を喚起するべく、令和6年度及び現在の管理監督責任者に対し指導措置を行う。

《第5章 再発防止策》

1 交付金に係る事務処理等の適正化

- ・交付金等を活用する業務に係るマニュアルの整備
- ・研修会や会議の開催
- ・関係機関等との情報共有・連携強化 など

2 職員の法令遵守等に対する意識改革

- ・コンプライアンス研修の活用

《第6章 今後の対応》

- ・再発防止策を徹底し、県民の信頼回復に取り組む。

【教職員コンプライアンス委員会池田恵子委員長（静岡大学グローバル共創科学部教授）の意見】

- ・根本的問題は、組織全体として慎重さを欠く事業の進め方と再確認・修正機能の欠如にある。
- ・一方、限度額の提示がない状況で、交付金額の急減を予見することは無理であった。確認の不足や思い込みによる事業整備は、不適切な事務処理であっても、法令違反とは言えない。
- ・今後、具体的で効果的な改善策が提示され、二度とこのような重大事態を引き起こさない組織体制となることを強く望む。